

令和 8 年第 1 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 9 日（金） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 11 名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 太田桂子 宮本久美子
4. 欠席委員 1 名
加悦雅浩
5. 推進委員出席者 福島 至 中山茂樹 関 輝明 谷山次則
小田健夫 重元太郎 松下清史 長溝鉄夫
本田英二 本田善尚 野田秀則 田中一昭
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田委員 小森委員
7. 議 事
 - (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第 4 号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和 8 年第 1 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、加悦委員が
ご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立する
ことをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

今年は委員の改選の年であり、1月15日から募集が開始されます。委員の皆様におかれましては、地区内での申し送りをお願いいたします。また、イチジクハウスにおいては、3月にビニールかけを予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりの内容です。5条にも関連していますが、問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は7ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、申請地の隣接地に居住予定で、個人住宅建築の5条申請もあわせて提出されていますので、後ほどご説明します。農業年数は10年、母親の実家の農業を手伝っていたということで、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、親族間の贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりの内容です。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩5分、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番と4番は関連していますので一括して確認委員の芥川清二委員より説明をお願いします。

芥川清委員 記載事項のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番と4番の譲受人は同一人物のため一括して説明します。地図は9ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は42年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。番号4番は親族間のため、無償の使用貸借権設定となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番及び 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番及び 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 議案書に記載のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 10 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 60 年、農機具を所有し、主たる作物は米、ピーマンとなり、3 条の要件は満たしているものと思われます。親族間の贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。次に、申請番号 6 番と 7 番については重元委員が関係しておりますので、重元委員は退席してください。それでは確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 議案書に記載のとおりで問題はないと思われます。5 条でも関連した申請があります。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 まず申請番号 6 番について説明します。地図は 11 ページ及びスクリー

ンをご覧ください。申請人は、走潟町で営農している法人で、申請地までの通作距離は車で2分、法人設立から24年以上経過しており、農機具も所有しており、主たる作物は米、きゅうり、レタス、いちごになります。法人による農地の取得ですが、農地所有適格法人要件を含む3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請番号7番の申請農地との交換となります。

次に申請番号7番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で2分、農業年数は48年、農機具を所有し、主たる作物は米、トマトとなり、3条の要件は満たしているものと思われます。申請番号6番の申請農地及び後ほどご説明します5条申請の農地と交換となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番及び7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番及び7番について承認します。重元委員は入室してください。次に、申請番号8番について確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 記載事項のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号8番について説明します。地図は13ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で1分、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物はいちごとなり、3条の要件は満たしているものと思われます。元々譲受人が借りて耕作しており、今回所有権移転のための申請となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので8番について承認します。次に、申請番号9番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

長溝委員 確認しましたが問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号9番について説明します。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約600m、農業年数は32年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。今回の申請地は筆界未定地ですが、旧字図との照合及び現地確認により場所の特定を行いましたので許可は可能と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号9番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので9番について承認します。次に、申請番号10番、11番、12番については関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号10番から12番の譲受人は同一人物のため一括して説明します。地図は15ページ16ページ17ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物は芋、ミカン、大豆になり、3条の要件は満たしているものと思われます。譲受人は建設会社の代表で令和3年以降、複数の農地を取得しており、取得後すぐに資材置場等に転用されている農地もあったことから、きちんと申請内容どおり耕作されるのか疑念がありました。そこで、譲受人が3条申請で取得した農地が、(既に転用申請されている土地を除き、)現在も耕作されているか確認をおこなったところ、1か所だけ石の仮置きがされている土地がありました。この土地は令和4

年1月に3条申請で取得後、6月に農地改良届が提出され、現在まで改良の延長がなされていなかったので、地区農業委員との協議後、譲受人に改良に時間がかかっていることの理由書の添付を求たうえで、延長が続いていることに対して口頭指導を行いました。理由書によると、公共工事において発生する土の処分先が指定されているため、盛土に使用する土が不足しているとのことでした。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号10番、11番、12番について、委員さんのご意見はありませんか。

福島委員 譲受人は自分では耕作しないと思う。私としては地元の人に買ってもらって耕作してもらいたいと思っているが、保留はできないか。

事務局 申請内容に不備もなく、許可しない法的根拠がないため保留する理由がない。違反があった場合は指導することになるが、地元でも見守ってもらいたい。

境議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので10番、11番、12番について承認します。次に、申請番号13番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりです。問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号13番について説明します。地図は18ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で25分、農業年数は5年、農機具を所有し、主たる作物はみかん、不知火となり、3条の要件は満たしているものと思われます。元々譲受人が借りて耕作しており、今回所有権移転のための申請となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 13 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 13 番について承認します。次に、申請番号 14 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 14 番について説明します。地図は 19 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 10m、農業年数は 20 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜となり、3 条の要件は満たしているものと思われます。親子間の生前贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 14 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 14 番について承認します。次に、申請番号 15 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 15 番について説明します。地図は 20 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 400m、農業年数は 51 年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんとなり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 15 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 15 番について承認します。次に、申請番号 16 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 記載事項のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 16 番について説明します。地図は 21 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 2 分、農業年数は 20 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜となり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以前より譲受人の父が、所有する隣接農地と合わせて耕作しており、今回所有権移転のための申請となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 16 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 16 番について承認します。以上、議案第 1 号について 16 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号 1 番についての確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりの内容で問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 23 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は古保里町に居住する個人です。申請人は会社役員ですが、農地も複数所有しており、農業用倉庫として使用するプレハブを設置する場所及び駐車場を探していたところ、申請地は自宅に隣接しているため利便性がよく、面積も十分確保できることから今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha 以上の農地の広がりがある区域にある農地のため、第 1 種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外規定にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。以上、議案第 2 号について 1 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号 1 番についての確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 記載事項に間違いありません。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 26 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は三拾町で不動産業等を営む法人です。申請地は、市街地地域に近接し、若い世代の居住環境に適しており、住宅地として需要があると考え、今回の転用申請となりました。
特定建築条件付売買予定地とは、事業主が土地の造成を行い、条件付きで販売する方法になります。土地の売買契約からおおむね 3 か月以内に建築請負契約を結ぶ必要があるため、土地の購入者は、土地の購入と同時に家を建てる計画を約束させられるものとなります。また、事業者は

土地の販売期間を区切り、売れ残った場合は自ら家を建てて建売住宅として販売しなければなりません。

なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未滿の生産性の低い第2種農地及び上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に、鶴城中学校およびやまもと泌尿器科があるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 3条申請した土地の隣接地です。問題無いと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は27ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は松山町のアパートに居住する個人です。議案第1号3条申請1番の隣接地になります。マイホームの建築を計画したところ、申請地は現在居住地の行政区内であり、両親の住宅敷地の隣接地であるため、居住地として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番については重元委員が関係しておりますので、重元委員は退席して

ください。それでは確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 3条であった農地の交換に関連するものです。問題ないと思われ
ます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明
をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は28ページ及びスクリーンを
ご覧ください。申請人は走潟町の農業法人です。隣接地で観光農園を営
んでおり、来客数の増加により週末を中心に駐車場が不足しているため、
駐車場を増設したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請
地の西側の一部は車の方向転換にはスペースが狭いため、農業用資材置
場として利用する計画です。申請地は、農振農用地区域内にある農地で
すが、令和7年12月23日付けで農業用施設用地へ用途区分の変更済
みのため許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。重元委員は入室
してください。以上、議案第3号について3件承認を得ましたので許可
書の交付を行います。次に、議案第4号「農用地利用集積計画の同意に
ついて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の32ページをご覧ください。
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農
地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、
農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によっ
て計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。
それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては
議案書記載のとおりです。32ページ1番及び2番につきましては、
農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定と

なります。次に 33 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田が 25,180 m²となっています。次に 34 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,753 筆の 23,829,636 m²で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第 3 条を活用されている割合は 10.70%、利用権は 6.30%、機構法は 5.82%、貸借なしは 77.18%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 4 号について承認します。次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。36 ページをご覧ください。記載漏れがありましたので次の 37 ページは、お手元にお配りしております資料へ差替えをお願いします。解約件数は 7 件、総合計は 15 筆で 26,026 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 1 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 8 年第 1 回の総

会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 安田 鷹嗣

議事録署名人 小森 公明